

相続財産になるもの 知っていますか

Do you know?

相続財産になるもの

不動産

自分の土地、家屋、店舗、貸地、貸家など

不動産上の権利

借地権や借家権など

金融資産

現金、預貯金、
株式や社債などの有価証券など

動産

自動車、貴金属、家財、骨董品など

その他

売掛金、貸付金、特許権などの
知的財産など

相続税はかかるが、遺産分割の対象外（みなし相続財産）

生命保険、死亡退職金（ともに非課税枠あり）

相続税がかからないもの

仏壇、お墓、香典

相続手続きチェックリスト

相続に関する主な死後の手続きを一覧にまとめました。もしものときに役立ててください。

基本の手続き

check!

☒ 項目	期限	手続き先・届け出先
☐ 死亡届	死亡を知って7日以内 (海外は3ヶ月以内)	死亡地、本籍地、住所地の いずれかの市区町村役場
☐ 死体火(埋)葬許可申請	火葬前まで	葬儀社などの代理提出可。埋葬許可証は 火葬後渡される。5年間は保管義務あり
☐ 世帯主変更届(故人が世帯主の場合)	14日以内	故人の住所地の市区町村役場
☐ 復氏届(旧姓に戻る場合)	必要に応じて	本人(故人の配偶者)の本籍地または 住所地の市区町村
☐ 婚姻関係終了届 (姻族との縁を切りたい場合)	必要に応じて	本人(故人の配偶者)の本籍地または 住所地の市区町村
☐ 国民年金受給停止の手続き	マイナンバーに収録さ れている場合は原則 不要	役所または年金事務所
☐ 国民健康保険証(喪失・変更)	14日以内	故人の住所地の市区町村役場
☐ シルバーパスの返却	速やかに	故人の住所地の交通局や市区町村役場
☐ 死亡退職届(勤労者の場合)	速やかに	故人の勤務先
☐ 最終未払給与・死亡退職金	速やかに	故人の勤務先
☐ 印鑑カードの廃棄	手続き不要	死亡と同時に無効となる
☐ 電気・ガスの契約者の変更	速やかに	契約先の電力会社やガス会社
☐ 水道の契約者の変更	速やかに	所轄の水道局
☐ 携帯電話の解約	速やかに	契約中の携帯電話会社
☐ NHK 受信料の契約者の変更	速やかに	フリーダイヤルの受付窓口

受け取る手続き

check!

☒ 項目	期限	手続き先・届け出先
☐ 生命保険・損害保険	3年以内	各生命保険会社
☐ 簡易生命保険	5年以内	各生命保険会社
☐ 遺族未支給年金	5年以内	年金事務所
☐ 死亡一時金の請求(国民年金)	2年以内	故人の住所地の市区町村役場
☐ 遺族厚生年金の請求(厚生年金)	5年以内	年金事務所
☐ 遺族共済年金の請求(共済年金)	5年以内	年金事務所
☐ 葬祭費の請求(国民健康保険)	2年以内	故人の住所地の市区町村役場
☐ 埋葬(費)料の請求(社会保険)	2年以内	各保険者(協会けんぽ等)
☐ 高額療養費の請求・還付	2年以内	各保険者
☐ 入院、手術給付金の請求	原則3年以内	各生命(損害)保険会社
☐ 労災遺族給付の請求 (労働災害により死亡の場合)	5年以内	勤務先又は労働基準監督署

引き継ぐ手続き

check!

☒ 項目	期限	手続き先・届け出先
☐ 住居の賃貸契約	必要に応じて	大家・不動産会社など
☐ 預金・貯金口座の解約	速やかに	口座がある各金融機関
☐ 出資金	原則2年以内	出資先の信用金庫、信用組合など
☐ 有価証券	速やかに	口座がある各証券会社や証券代行信託銀行
☐ 自動車・自動車保険	速やかに	所轄の陸運局事務所
☐ 自動車保険	速やかに	損害保険会社
☐ 住宅の火災保険の名義変更	速やかに	損害保険会社又は代理店
☐ 借金(住宅ローン・クレジット)	速やかに	各借入先(債権者)
☐ プロバイダー	速やかに	契約中のプロバイダー会社

停止する手続き

check!

☒ 項目	期限	手続き先・届け出先
☐ クレジットカードの解約	速やかに	クレジットカード会社
☐ 各種会員証	速やかに	会員証発行会社
☐ リース・レンタルサービス	速やかに	各リース・レンタル会社
☐ 保険契約	速やかに	各保険会社
☐ 身体障害者手帳	速やかに	故人の住所地の市区町村役場
☐ パスポート	速やかに	都道府県庁又は出張所
☐ 運転免許証(返納、取り消し)	手続き不要(更新通知停止の場合のみ必要)	最寄りの警察署・運転免許センター

法律上の手続き

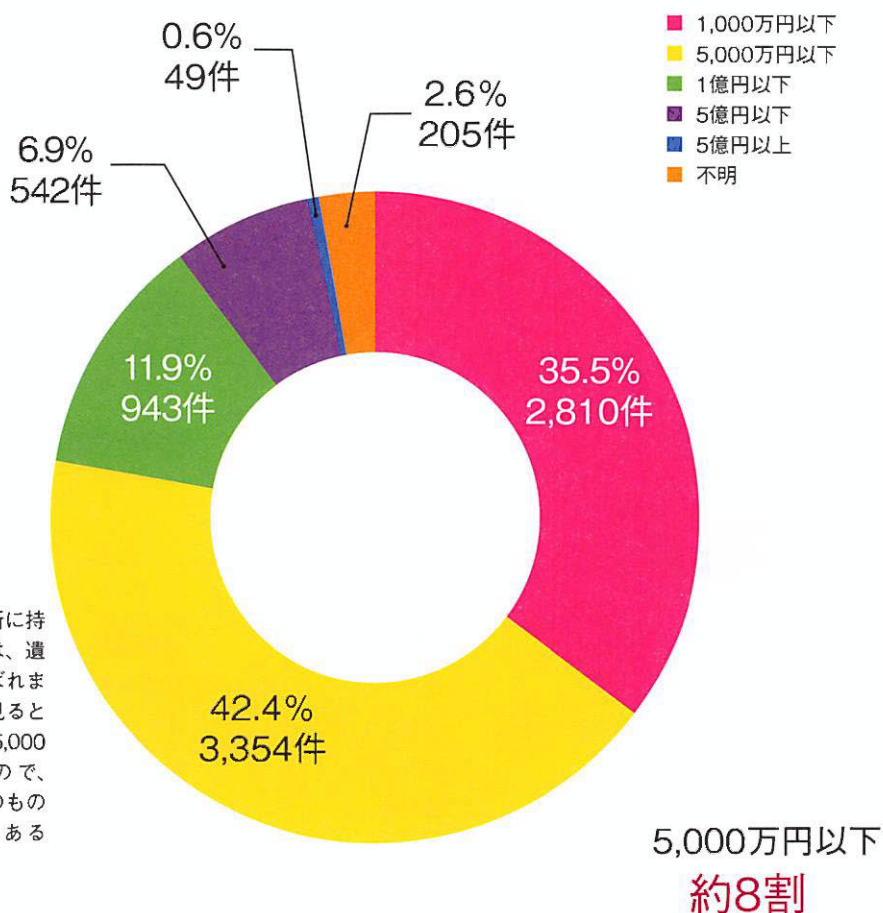
check!

☒ 項目	期限	手続き先・届け出先
☐ 遺産の調査(財産目録の作成)	速やかに	各遺産を管理している会社へ
☐ 遺産分割協議書の作成(遺言無き場合)	必要に応じて	各手続き先
☐ 特別代理人選任の申立	必要に応じて	家庭裁判所
☐ 遺言書の検認	速やかに	家庭裁判所
☐ 相続放棄・限定承認の申立	3ヶ月以内	家庭裁判所
☐ 不動産の名義変更登記	必要に応じて	不動産所在地の管轄法務局
☐ 会社役員の死亡登記	原則2週間以内	法務局
☐ 住宅ローンの引受け	速やかに	借入先
☐ 根抵当権の引受け	6ヶ月以内 (必要に応じて)	借入先及び法務局
☐ 遺留分侵害額請求	1年以内	家庭裁判所
☐ 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署
☐ 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署

財産が少ない家でも モメることがあるのです！

遺産分割事件における遺産価額と件数割合

(出典：裁判所 司法統計年報(家事事件編)「遺産の価額別件数」(令和6年))



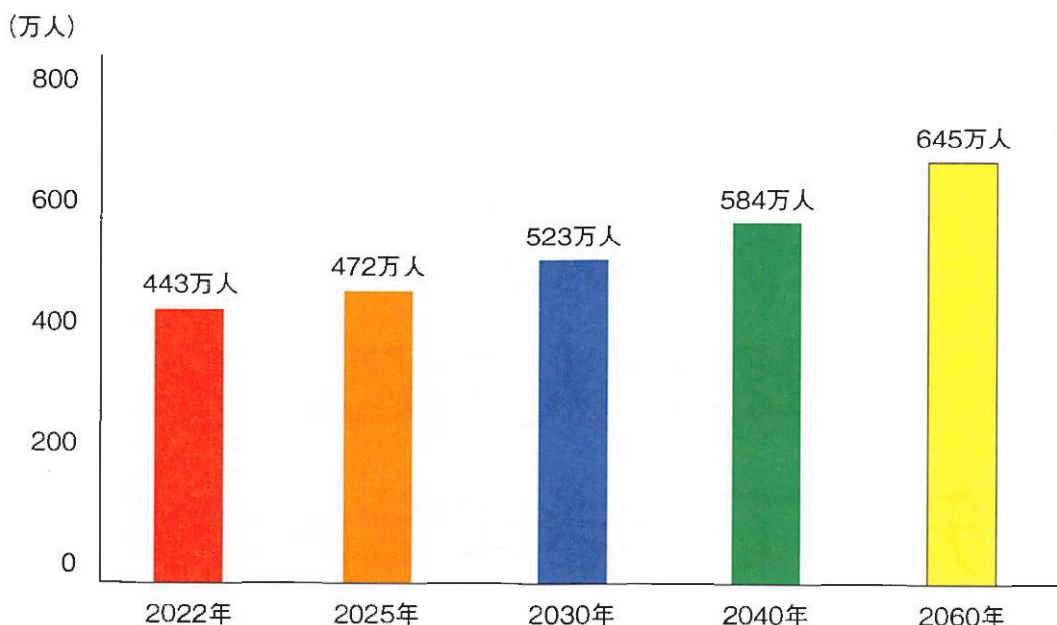
“争族”にならない自信
ありますか？



認知症対策が 争族回避のカギ？

高齢社会白書によると、認知症患者数は2022年に443万人(有病率12.3%)だったのが、
2060年には約650万人(同17.7%)になるという推計が！

認知症になる人の数



相続対策は

- ① 遺産分割の対策
- ② 相続税節税の対策
- ③ 納税資金の対策

と言われてきましたが、今後は、

- ④ 認知症対策(資産が凍結する・介護の問題)

が争族を回避するうえで大切になってくるでしょう！

このたび、私の『終活・相続の便利帖』を改訂版として新たにお届けできることになりました。これまで手に取ってくださった方はもちろん、初めてご覧になる方にも、このノートの良さをより感じていただけるように、内容や構成を見直し、さらに使いやすくしました。

『エンディングノート』という言葉をご存じの方は多いと思いますが、中には「自分にはまだ早い」と感じたり、「人生の終わり」を連想して敬遠される方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

けれども、私はそれをとてももったいないことだと思います。人は誰も、いつか必ず人生の節目や別れを迎えます。年齢に関係なく、その時は突然訪れることもあります。その時になって、「あれも伝えておけばよかった」「もっと話をしておけばよかった」と後悔しても、もう間に合いません。

私自身、母が亡くなったときに通帳や印鑑の場所が分からず困った経験があります。祖母が作ってくれたおぼんざいの味付けを再現できず、悔しい思いをしたこともあります。また、父と母の間に何があったのかを知ることができず、心に引っかかりを残したままになったこともあります。

こうしたことも、実はとても大切な“伝えておきたいこと”なのです。

そこで今回の改訂版では、『大切な人・ご先祖様とのご縁を深め、そして自分を大切にするためのノート』として、大事な事柄や想いをやさしく記録できるよう、漫画や図解、イラストを交えて分かりやすくまとめました。

ぜひ、一人一冊このノートを用意し、ご家族や大切な方と語り合いながら書き進めてください。そして、このノートが、これからの時間をより豊かに、温かくつないでいくきっかけとなれば幸いです。

監修〇一橋香織（ひとつばし かおり）

笑顔相続コンサルティング株式会社 代表取締役／笑顔相続サロン®本部 代表／一般社団法人縁ディングノートプランニング協会 代表理事／一般社団法人夫婦問題診断士協会 理事
縁ディングノートプランナー養成講師・上級縁ディングノートプランナー・家族信託コーディネーター・AFP・終活カウンセラー1級
主著に『相続コンサルタントのための初めての家族信託』（日本法令）、『専門用語を使わない！相続ワードの伝え方』（日本法令）、『家族に迷惑をかけたくなければ相続の準備は今すぐしなさい』（PHP研究所）など多数。



ひとつではない 相続の大モンダイ

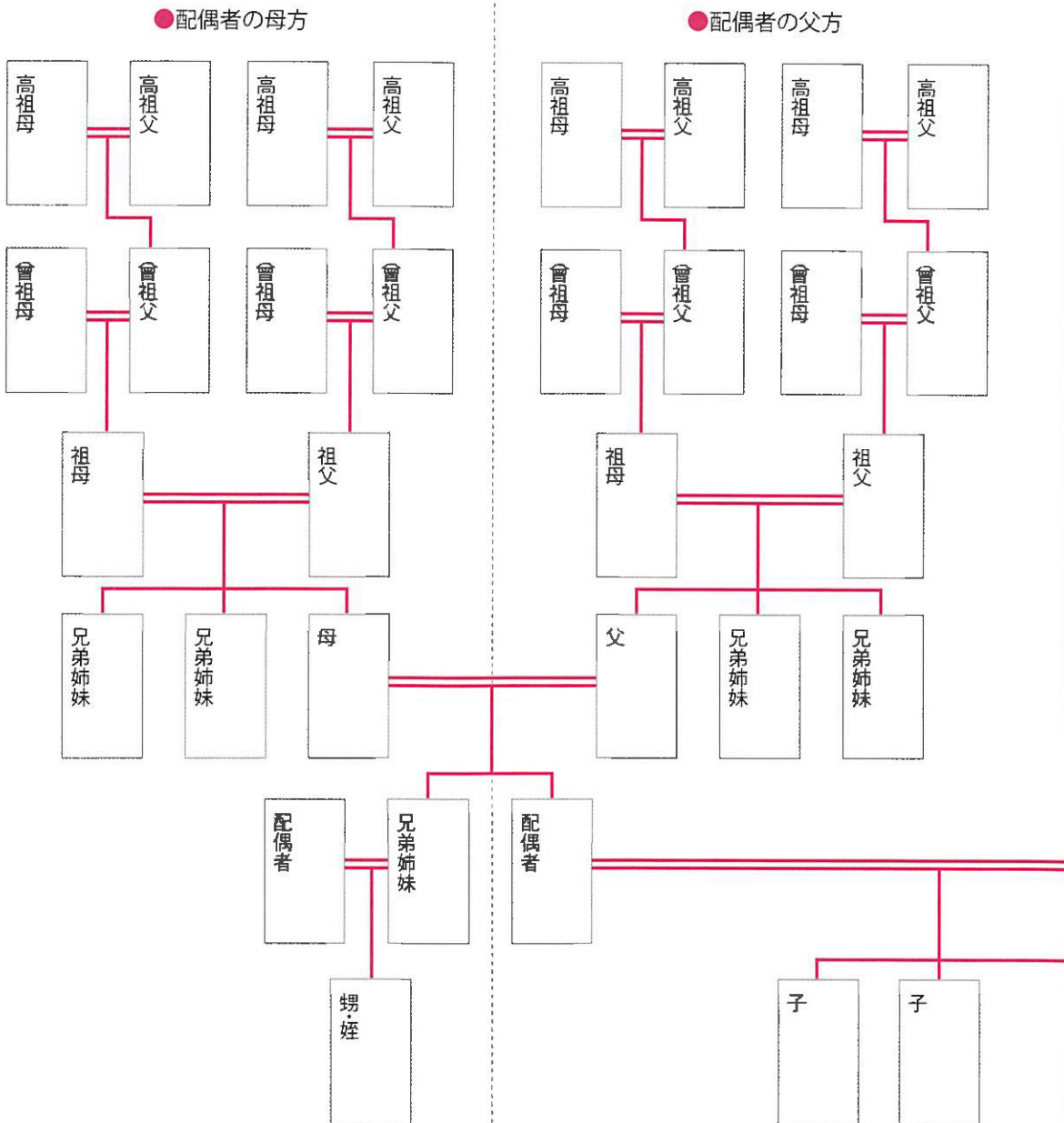
相続はいつ自分の身に降りかかってくるかわからないものです。
まったく準備をしてこなかった家族だと相続では何かしらの問題が起こるもの。
印鑑ひとつ探すだけでも、貴重な時間と労力を費やすことになるのです。

〔印鑑のありか知っていますか？〕



ご先祖様家系図

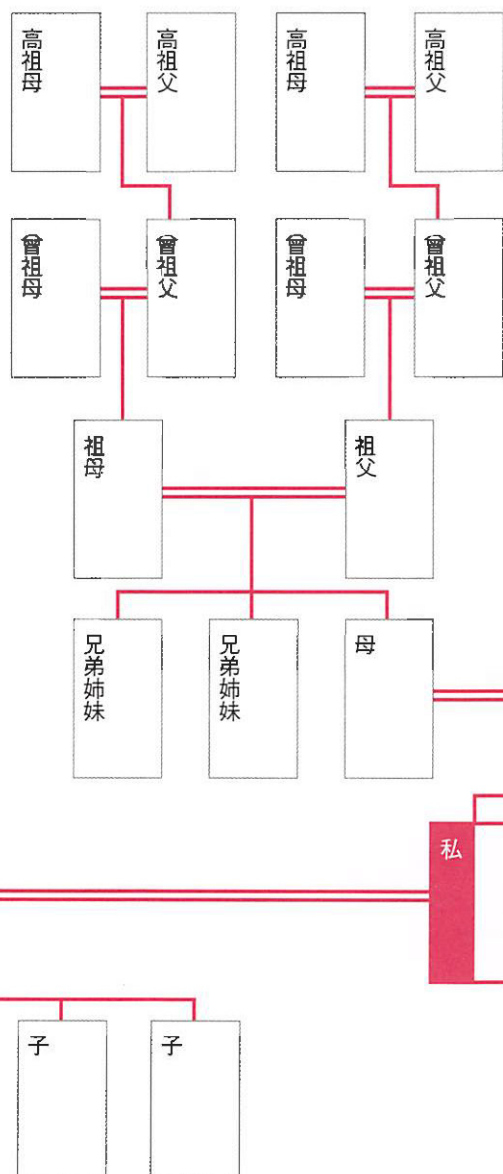
【配偶者側】



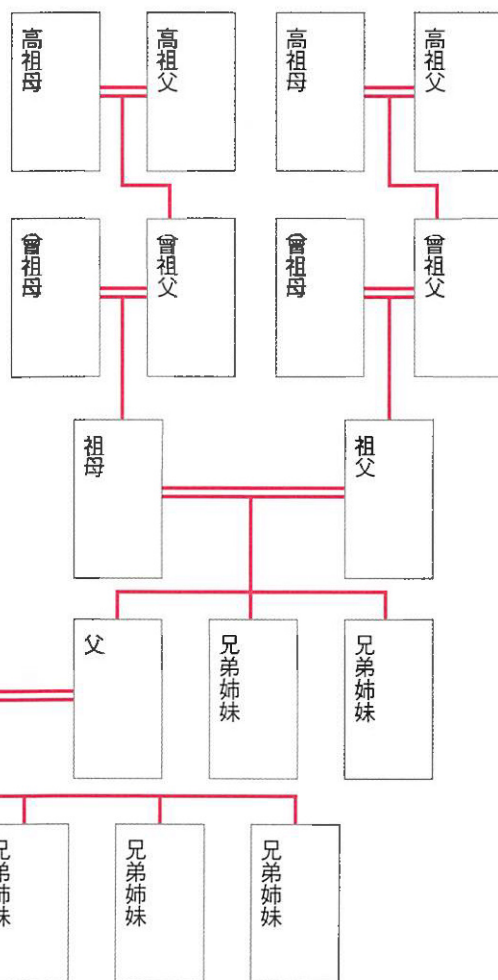
いまは、自分のルーツを知る
家系図をつくるのが人気になっています。
ぜひあなたのご先祖様をどこまでさかのぼれるのか
チャレンジしてみましょう。
10代遡るとご先祖様は1,024人いらっしゃいます。
書ききれなかった場合は、余白を使ってください。

[本人側]

● 本人の母方



● 本人の父方



戸籍の見方と取得方法

▼ | 戸籍の見方

1 戸籍とは？

日本人の身分証明の原点といえる公的な記録で、「だれが、いつ、どこで生まれたか」「どの親から生まれたか」「結婚や離婚、死亡」など、人生の節目がすべて書かれています。相続の場面では「相続人を確定する」ために必ず必要になる大切な書類です。

2 戸籍の基本構成

■筆頭者（ひつとうしゃ）

その戸籍の「代表」のような人。戸籍の一番初めに記載される人で、夫婦のどちらか、または単独の親などになることが一般的。

■身分事項

各人の「生年月日」「父母との関係」「出生地」「婚姻や離婚の記録」「死亡日」など。

■戸籍に入っている人の一覧

親、配偶者、子どもなど、現在その戸籍に属している人が全員載っている。

3 よく見るポイント

■続柄（つづきがら）

「長男」「二女」など家族関係が分かる部分。相続を確認するときにとっても重要です。

■除籍の記録

結婚・離婚・死亡などで戸籍から外れた人も、いつどのように動いたのかが記録されています。

■改製日

法改正などで戸籍の様式が新しくなった日。古い情報は「除籍謄本」や「改製原戸籍」で確認します。

4 見方のコツ

■現在の戸籍だけでは足りないことが多い

亡くなった方の「出生から死亡までのすべての戸籍」を集めるのが基本。

■文字が難しいときは役所に確認

戸籍は手書きからコンピュータ化に移行してきた歴史があるため、読みにくい字も少なくありません。気軽に市区町村役場に問い合わせましょう。

5 まとめ

戸籍は「家族の歴史をつなぐ公的な記録帳」です。相続のためだけでなく、「ご先祖様や家族の歩みを知る手がかり」としても大切に読み解いてみましょう。

遺言書が特に 必要な人教えます

遺言書が特に必要な人とは、
どのような人でしょうか。
下記のチェックリストでひとつでも当てはまるなら
あなたには遺言書が必要と考えてください。

▼ | 遺言者が特に必要な人のチェックリスト

☐ 特定の子に多くの財産を相続させたい	☐ 再婚をし後妻（後夫）との間に子がいる
☐ 再婚をし前妻（前夫）との間に子がいる	☐ 相続人に未成年者がいる
☐ 財産は不動産がほとんど。現金があまりない	☐ 相続人に判断能力のない者がいる
☐ 子が先に死亡している	☐ 相続人の仲が悪い
☐ 事実婚、または同性婚である	☐ 嫁・婿・孫にも財産を残してあげたい
☐ 結婚しているが子はいない	☐ 婚外子がいる
☐ 相続人行方不明者がいる	☐ 相続人が海外に住んでいる
☐ 友人などお世話になった人に財産を遺贈したい	
☐ ある程度まとまった財産があり独身である	☐ 公益事業などに寄付をしたい

「遺言書」に抵抗があるという人は、死を覚悟したときに書く「遺書」のイメージが強いからではないでしょうか。遺言書と遺書はまったく異なるものです。なぜなら、遺言書は、あなたが亡くなったときにあなたの意思をしっかりと反映できるものだからです。相続の際にどのように遺産を分割してほしいのかを示せるのは遺言書だけなのです。遺言書がなければ、法定相続分の通りになるか、相続人がそれぞれ主張を繰り返すモメごとに発展するかもしれません。元気なうちに遺言書をしっかりと書いておくことは、大切な家族の未来を救うことにもなります。

遺言書の種類のこと 知っていますか？

遺言書には種類があります。
それぞれ特徴がありますので
下の表を見て確認をし
どの遺言で作成するのかを
自分なりに考えてみましょう。

▼ | 3種類の遺言書の比較

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成場所	どこでもよい	公証役場	公証役場
費用	ほぼかからない	公証役場の作成料 証人依頼費、専門家 依頼費（手続きなど）	公証役場の作成料 証人依頼費
証人	不要	2人必要	2人必要
検認	必要。財産を分けるま でに時間がかかる	不要。すぐに財産を分 けられる	必要。財産を分けるま でに時間がかかる
メリット	誰にも内容を知られる ことがない。作成が比 較的簡単で、気軽に書 き直せる	専門家が介在するの でほぼ確実に有効な遺 言書となる。公証役場 で保管され紛失のおそ れがない	内容を秘密にしたまま、 確実に遺言を残せる
デメリット	書き方に不備があれば 無効となり、偽造や変 造のおそれがある。発 見されなかったり、紛 失することがある	作成・書き直しに費用 がかかる。遺言の内容 を秘密にできない	書き方に不備があれば 無効となる。作成・書 き直しに費用がかかる

遺言書には主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」と、あまり聞きなれない「秘密証書遺言」があります。平成30年、民法の大改正に伴い、自筆証書遺言の財産目録部分がパソコン等での作成や代筆が可能となりました。

また、不動産の登記事項証明書（かつての登記簿謄本）や預金通帳のコピーを添付することも可能になりました。

ただし、自書以外での作成の場合は全ページに署名をして押印をしなければなりませんし、すべてのページに署名と押印をしなければ無効になる可能性がありますので、注意してください。

特に注意すべきなのは 手書きの遺言書 (自筆証書遺言)

手書きの遺言書である「自筆証書遺言」。誰に知られずとも自宅にしながら手軽に始められますが、気をつけなければ大変なことになってしまいます。

▼ 遺言書の作成時のポイント

☐ すべて本人が手書きで作成。署名・捺印が必要
(ただし、財産目録は手書きでなくてもOK)

☐ 遺言書を書いた年月日が明記されていること

☐ 不動産は登記簿の通りに書くこと

☐ 不適切な訂正はしないこと

☐ 夫婦連名にしないこと

平成30年7月10日より、自筆証書遺言が法務局で保管してもらえるようになりました。保管の手数料は遺言1通につき3,900円。家庭裁判所での検認も不要になります。これにより、自筆証書遺言を作成しようと考えられる方が増えるのではないのでしょうか？ それ自体はとて素晴らしいことだと思います。

ただし、法務局は保管してくれますが、その遺言が法的に有効かどうかのチェックはしてくれません。上記では自筆証書遺言作成のポイントをあげましたが、弁護士・行政書士・司法書士などの士業に内容をチェックしてもらい、不備がないように、また、揉めない遺言を作成することが大切だと思います。

葬儀について

葬儀の際にどうしてほしいのか明記してあると、
家族はとても助かります。

●葬儀

☐ 盛大にしてほしい ☐ 家族や友人など小規模でよい ☐ しなくてもよい

☐ まかせる ☐ その他

●宗教・宗派の希望

☐ 仏教 ☐ キリスト教 ☐ 神道 ☐ その他の宗教 ()

☐ 無宗教 ☐ まかせる

●菩提寺・宗教・宗派などを記入

名称	宗派	
住所	担当	電話

●葬儀社・会場の希望

☐ 生前予約している (業者名: TEL:)

☐ 会員になっている (業者名: TEL:)

☐ その他の希望

●葬儀の流れ

☐ 通夜→葬儀・告別式→火葬 ☐ 家族や知人など小規模→火葬

☐ 家族で密葬→火葬→お別れ会など ☐ その他

●費用

☐ 自分の預金 ☐ 保険に加入 (保険会社: 担当・連絡先:)

☐ 用意していない ☐ その他 (金額の希望など)

●喪主の希望

名前	TEL
----	-----